

川南町防犯灯LED化整備事業
実施要領

令和3年9月
川南町まちづくり課

川南町防犯灯LED化整備事業実施要領

1 事業の目的

川南町（以下「本町」という。）は、環境負荷が少なく長寿命のLED灯具の防犯灯設置を推進してきた。更なる環境負荷の低減促進、町内防犯灯の維持管理に係る財政負担の軽減を図るため、防犯灯全灯のLED化を実施する。

2 事業概要

(1) 事業名

川南町防犯灯LED化整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業場所

本町内全域

(3) 契約方式

リース（賃貸借）契約 付帯サービス付き

(4) 契約年数

10年間

(5) 事業期間

LED防犯灯リース期間

目的物引渡しの日から10年間

(6) 事業内容

本事業を実施する者は、防犯灯の実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、リース方式によるLED灯具設置工事及び維持管理サービス等について、本町と合意した内容でリース契約を締結し、LED防犯灯設備等（以下「本設備」という。）を、善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の業務を行うものとする。

- ① 現地調査
- ② 電力契約の調査及び照合
- ③ 防犯灯管理台帳の作成及び工事報告データ納品
- ④ 本設備の設置計画並びに施工及び施工管理
- ⑤ 電力会社に申し込む電気使用申込書の作成及び申請
- ⑥ 既設防犯灯設備の撤去、リサイクル及び廃棄処理
- ⑦ 防犯灯管理プレートの設置
- ⑧ 本設備の維持管理・保証（無償修繕等）
- ⑨ リース期間中の新設防犯灯及び移管等により取得した防犯灯の維持管理

⑩ リース終了後の対応

※事業内容の詳細については、別紙「川南町防犯灯LED化整備事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(7) リース（賃貸借）物件

LED灯具、配線及び取付け金具等関連機器（以下「機器」という。）、防犯灯管理プレート

(8) 対象灯数

LED化対象（蛍光灯等）	605基
既設LED灯	105基
合計基数	710基
新規設置灯数（保守管理のみ）	150基

※対象は、本町所有分とする。

※合計基数は、令和3年7月末現在の数値である。

※新規設置灯数は、毎年度15基、10年間で150基を想定している。ただし、この150基分は、本事業にて新規設置工事を行うものではなく、本町が新規設置したLED防犯灯についての保守管理のみを対象とする。

(9) 提案限度額

24,223,000円

上記金額は、契約期間中の総額であり、かつ、消費税及び地方消費税を含むものとする。消費税及び地方消費税は10%として計算するものとする。

ただし、上記金額は、契約時の予定額を示すものではなく、本町の債務負担行為の総額であり、本事業に係る提案はこの提案限度額を超えてはならない。

3 プロポーザル方式を採用する理由

LED化の推進にあたっては、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用したリース方式により実施するものとし、工事・維持管理に関する提案を受け、本町にとって最も効果をもたらすと考えられる提案を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者を優先交渉権利者として、本町と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業に係る契約の締結、事業の実施を行っていくものとする。

4 事業スケジュール

	項目	日程
1	実施要領の配布（ホームページで公開）	令和3年9月6日（月）～9月15日（水）
2	実施要領に対する質問受付	令和3年9月6日（月）～9月9日（木）
3	質問の回答	令和3年9月13日（月）
4	参加表明書及び参加資格書類の受付	令和3年9月6日（月）～9月15日（水）
5	企画提案参加者決定・結果通知 プロポーザル提案要請書の発送	令和3年9月17日（金）
6	企画提案書提出期限	令和3年10月4日（月）
7	ヒアリング審査（プレゼンテーション）	令和3年10月12日（火）
8	企画提案審査結果通知	令和3年10月15日（金）
9	詳細協議及び契約	令和3年11月上旬まで
10	現地調査、電力契約照合及び事業計画等	令和3年11月上旬～12月下旬まで
11	防犯灯LED化（灯具交換）	令和4年1月上旬～3月下旬まで
12	リース開始	目的物引渡しの日から10年間

※防犯灯の調査や確認業務により対象灯数が増減した場合は、契約内容等について協議するものとする。

5 応募条件

(1) 応募者

- ① 本事業を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体）とする。
- ② グループで応募する場合は、統括役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本町との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、事業の遂行の責を負うものとする。
- ③ グループで応募する場合は、参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。ただし、防犯灯の工事等に活用する町内業者については、応募時の構成員に含めないものとする。
- ④ 応募者は、提案に必要な諸手続を行うほか、優先交渉権利者となった場合は、契約等に関わる諸手続を行う。

(2) 応募者の役割

- ① 応募者は次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の事業役割を分担するものとする。
 - ア 統括役割 本町の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
 - イ 調査役割 調査計画を行い、それに基づき調査に関する業務を実施する。
 - ウ 施工役割 設置計画を行い、それに基づき工事施工に関する業務を実施する。
 - エ その他の役割 上記ア、イ、ウ以外の維持管理、金融、本設備供給、防犯灯の設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。
- ② 事業役割を担う事業者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書（任

意様式)を別途本町に提出すること。合意書には、事業役割の構成企業が本町に対し、連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

- ③ 下請負業者又は協力業者の選定にあたっては、川南町内に本店を有する電気工事業者(以下「町内電気工事業者」という。)を選定すること。

(3) 応募者の参加資格

本事業の企画提案への参加を希望する者は、以下の参加条件を満たしていなければならない。

- ① 本町の競争入札有資格者名簿に登録されていること。グループの場合は、その代表者が本町の競争入札有資格者名簿に登録されていること。
- ② 参加表明書及び資格確認に必要な書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ③ 事業運営、維持管理を円滑に行うための迅速な対応ができる者であること。
- ④ 代表者は、宮崎県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(4) 応募者の制限

次の事項に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する場合
- ② 本実施要領の配布の日から企画提案書提出期限日までの期間に、川南町工事請負契約指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている場合
- ③ 本募集要領配布の日から企画提案書提出期限日までの期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている場合
- ④ 法人の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団化関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる場合
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている場合
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係わる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項及び第2項の規定により更正手続開始の申立てを含む。)をしている、又は申立てをなされている場合
- ⑦ 会社法(平成17年法律第86号)第475号又は第644条の規定に基づく清算がなされている場合
- ⑧ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている場合
- ⑨ 応募に係る提出書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合
- ⑩ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた場合
- ⑪ 最近1年間の法人税、法人都道府県民税、法人町民税、消費税又は地方消費税を滞納している場合

6 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本町は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりしないものとする。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本町からの提供書類の取扱い

本町が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本町と協議を行い、本町がこれを認めたときはこの限りでない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

7 募集期間及び応募方法

(1) 実施要領及び各様式の配布

本町のホームページにて公表する。

(2) 実施要領に対する質問受付・質問回答

- ① 質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。電子メールを送信する際は、件名を「川南町防犯灯LED化整備事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認するものとする。
- ② 受付期間 令和3年9月6日（月）から9月9日（木）午後5時まで（必着）
- ③ 質問に対する回答は、提出された質問を取りまとめて、令和3年9月13日（月）に本町のホームページで公表することとし、口頭による個別回答は行わない。

なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出すること。

- ① 受付期間 令和3年9月6日（月）から9月15日（水）午後5時まで
- ② 受付場所 川南町 まちづくり課 地域あんしん係
- ③ 参加表明時の提出書類

本実施要領中、「10 参加表明書等作成要領」によるものとする。応募者は、提出書類に書類内容を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを1部提出する。

- ④ 提出書類のうち、会社概要、企業状況表、印鑑証明書、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、納税証明書（国税、宮崎県税、川南町税）、暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書は、代表者及び構成員全てのもを提出するものとする。ただし、本町の競争入札有資格者名簿に登録のある者は、印鑑証明書及び商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の提出を省略することができる。

(4) 参加資格確認結果及びプロポーザル提案要請の通知

参加資格の結果は、電子メール及び書面で本町から応募者に通知する。なお、企画提案の応募者として資格が確認された者については、プロポーザル提案の要請を令和3年9月17日（金）に通知する。

(5) プロポーザル提案書の提出

プロポーザル提案の要請を通知された応募者は、本町が提供する配布資料を基に「11 本事業提案提出書類作成要領」に従い、企画提案書を作成し、後述の事務局へ提出すること。

- ① 提出期限 令和3年10月4日（月）（必着）
受付時間は、本町開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 提出書類 「11 本事業提案提出書類作成要領」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

プロポーザル提案の要請を通知された応募者が以降の参加を辞退する場合は、企画提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第7号）を1部、事務局に持参又は郵送（必着）で提出すること。

8 選定委員会の設置

本事業における審査は、本町職員の委員4名で構成される「川南町防犯灯LED化整備事業提案採用者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行うこととする。

選定委員会において提案内容を審査し、評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者とし、次点を優秀提案者とする。ただし、最高得点者が2者以上ある場合は、1位と評した委員が最も多かったものを最優秀提案者とする。

なお、選定委員会の委員は次のとおりとする。

- ① 副町長
- ② 財政課長
- ③ 建設課長
- ④ 教育課長

9 審査及び結果通知

(1) 評価基準

選定委員会が事業資金計画、計画・施工・施工管理、使用機器や維持管理、環境・安全への配慮、本町経済への寄与などの観点から総合的な審査を行う。なお、審査の基準及び配点は次の配点表のとおりとする。

<配点表>

評価項目	審査内容	配点
①企業概要	経営状況	150
	環境・品質に対する意識	90
	類似事業実績	90
②事業費	事業費	330
③調査	調査手法、調査項目、調査内容の妥当性	330
④施工内容等	施工計画、安全管理、廃棄計画の妥当性	480
⑤使用機器	使用機器の性能、環境に対する配慮	180
⑤維持管理	維持管理の具体性	510
⑥その他	町内業者の活用	450
	契約の具体性・妥当性、契約終了後の対応等	390
合計点数		3,000

※上記は、審査員1人あたりの配点である。

(2) 審査の流れ

企画提案の審査にあたっては、以下の要領で行う。

- ① 応募者からの企画提案書及びプレゼンテーションを基に、提案内容の実行能力を審査する。
- ② 審査の結果、合計点数の最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権利者とする。また、次点者を優秀提案者とし、次点交渉権利者とする。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、文書で通知する。電話等による問合せには応じない。
- ② 審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、本町のホームページで公表する。なお、最優秀提案者については社名と得点、それ以外の者は匿名とし得点のみを公表する。

(4) 契約事業者の選定

優先交渉権者との協議が整った場合、優先交渉権者は本町と契約を締結し、契約事業者となる。契約締結までの費用については、優先交渉権者の負担とする。

なお、協議が整わない場合、本町は次選交渉権者と協議を行い、協議が整えば次点交渉権者と契約を締結するものとする。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ② 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本実施要領に違反すると認められる場合

(6) 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとする。

担 当 窓 口	川南町 まちづくり課 地域あんしん係
所 在 地	宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1
T E L / F A X	0983-27-8002 / 0983-27-5879
電 子 メ ー ル	ansin@town.kawaminami.miyazaki.jp
ホームページ	https://www.town.kawaminami.miyazaki.jp/

10 参加表明書等作成要領

参加表明書等作成要領については次のとおり。

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号）
グループで参加の場合は、代表企業名で作成し、提出すること。
- ② グループ構成表（様式第3号）
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（統括役割、調査役割、施工役割その他の役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書、契約書又は覚書等を添付すること。
- ③ 印鑑証明書
所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

④ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたもの。

⑤ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。本町に課税客体があるものにあつては、本町完納証明書も提出すること。

⑥ 建設業の許可証明書

建設業法に規定する許可証明書を提出すること。写しでも可とする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

⑦ 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

ア 会社概要（企業名、代表者役職・氏名、設立年、資本金、従業員数、営業所一覧、年間売上金額等）（様式第4号の1）

イ 企業状況表（様式第4号の2）

ウ 有資格技術職員内訳表（様式第4号の3）

エ 各役割の責任者業務実績表（様式第4号の4）

オ その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。様式を指定しているものであつても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

⑧ リース関連事業実績一覧表（様式第5号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

ア 事業件名 契約書上の正確な名称を記載すること。

イ 発注者 発注者名を記入すること。

ウ 受注形態 単独又はグループの別を記入すること。

エ 契約金額 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。

オ 契約年月日 契約締結日を記入すること。

カ 契約期間 契約始期及び終期を記入すること。

キ 施設概要 施設の主な用途、構造・規模面積、改修工事完了年月を記入すること。

ク 主な契約内容 対象機器を明記すること

⑨ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第6号）

※③～⑤に関しては、本町の競争入札有資格者名簿に登録がある場合、省略可能。

1.1 本事業提案提出書類作成要領

(1) プロポーザル提案時の提出書類

次の提出書類に、各々の書類記号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを5部（正1部、副4部）提出すること。

① 提案書提出届（様式第8号）

- ② 提案総括表（様式第9号の1～3）
- ③ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書（様式第10号）
- ④ 川南町防犯灯管理台帳に関する提案書（様式第11号）
- ⑤ 使用機器提案書（様式第12号）
- ⑥ 事業資金計画書（様式第13号の1～2）
- ⑦ 維持管理等提案書（様式第14号の1～2）
- ⑧ 施工計画及び廃棄計画書（様式第15号）
- ⑨ 契約終了後の対応（様式第16号）
- ⑩ 町内業者の活用（様式第17号）

※企画提案書に記載されている項目以外についての提案（プレゼンテーションソフト等を利用する際の資料等）がある場合には、別途資料を提出すること。（様式事由）

(2) 作成要領

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法（昭和24年法律第188号）に定めるものとし、全て横書きとする。原則としてフォントは、MS明朝体10.5ポイントで統一すること。

提案書提出届により提出書類の構成を示した上で、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。A4判以外の様式については、A4判サイズに折り込むこと。

エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行うこと。

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO ₂ 排出係数
電気	9.76 (MJ/kWh)	0.479 (kg-CO ₂ ・単位)

- ① 提案書提出届（様式第8号）
- ② 提案総括表（様式第9号の1～3）
 - 提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。また、リース及び付帯サービス料、電気料、維持管理費の予定削減額、本町等により新規設置された防犯灯の維持管理等について記載すること。
- ③ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書（様式第10号）
 - 現地調査及び電力契約の調査・照合等について、既設防犯灯（既設LED灯を含む。）の位置や設備の調査方法、電力契約の調査・照合・突合方法について記載すること。
- ④ 川南町防犯灯管理台帳に関する提案書（様式第11号）
 - 施工後の更新及びデータの提供、リース開始後の更新について記載すること。
- ⑤ 使用機器提案書（様式第12号）
 - 使用機器の詳細について、使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、仕様書に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること。
- ⑥ 事業資金計画書（様式第13号の1～2）
 - ア 資金計画書
 - 資金調達に関する考え方、外部借入れの内訳、金利設定、その他資金調達方法として検討している事項を記入すること。

イ 工事予算等経費計画書

初期投資に係る費用を記入の上、内訳を添付すること。

⑦ 維持管理等提案書（様式第14号の1～2）

ア 維持管理計画

1) 維持管理計画書

本設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、既設LED灯の保証、新設予定の防犯灯についての提案、加入する賠償保険等、コスト削減及びサービス水準の向上の視点で工夫している点があれば記載すること。

2) 維持管理見積書

毎年度要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

イ 緊急時対応提案書

提案の安全性・信頼性・災害時を含む緊急時対応方法の考え方について記載すること。

⑧ 施工計画及び廃棄計画書（様式第15号）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、工事完了期限、本設備の引渡し、町内業者の活用方法に関する内容、既存設備撤去後の処理方法を記載すること。また、工事着工後に寿命を迎えた防犯灯や劣化の激しい独立柱の建替えについて提案がある場合は記載すること。

⑨ 契約終了後の対応（様式第16号）

リース事業契約期間終了後の対応、本設備の取扱いについて記載すること。

⑩ 町内業者の活用（様式第17号）

設置事業者及び保守管理業者は、LED照明を良好な状態に保つため、障害発生時等に緊急対応が必要となる。本町内に本店を有する電気工事業者（複数可）の選定について記載すること。また、地域への経済波及効果について資する内容があれば併せて記載すること。